

消費生活
緊急情報

第52号

平成25年5月17日

突然！ 告発通知？

「アダルトDVDや児童ポルノ等の購入者を告発する」という手紙にご注意

「貴殿が以前購入した違法わいせつ物（無修正映像・児童ポルノ等）について、貴殿の行為は法律に違反しています。事件証拠として公的機関へ告発します。告発を取り止めたい場合は、期限内に必ず電話すること。期日を過ぎれば即日告発をする。」という内容の書面が、突然、NPO法人顧問弁護士を名乗る者から郵送され、どうしたら良いかという相談が寄せられています。

不安を煽り電話をさせ、一度電話をしてしまうと、貴方は罪を犯しているなどといって、強引にお金を支払わせようとする手口が増加しています。あわてて相手に連絡せずに、お近くの消費生活センターにご相談ください。



相談発生地域

茨城県消費生活センター

電話029-225-6445

(月～金、9時～17時)